

（独）統計センター関係 御説明資料

**平成25年10月8日
総務省統計局**

独立行政法人統計センターについて

組織形態 特定独立行政法人〔公務員型〕
(平成15年に総務省統計センターから移行)

業務内容〔我が国の中央統計機関としての機能・役割〕

- (1) 国の基幹的統計の作成
〔国勢調査、経済センサス、労働力調査（完全失業率）、消費者物価指数、家計調査など〕
- (2) 国の行政機関・地方公共団体の統計作成の支援（受託集計）
〔職種別民間給与実態調査（人事院）、賃金構造基本調査（厚生労働省）、商業統計調査（経済産業省）、建築着工統計調査（国土交通省） など〕
- (3) 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積・加工等（公的統計基盤の整備・提供） 等
政府統計の中核となる共同利用システムの運用管理、オーダーメイド集計 など

- **役員** 理事長、理事3、監事2 ※理事1人・監事2人は非常勤
- **常勤役職員** 834人（設立時 956人） ※平成25年度当初の定数
- **資本金、保有土地・建物** なし（総務省統計局庁舎の一部を使用）
- **運営費交付金** 平成25年度予算 76.2億円 平成24年度予算 84.7億円（補正後）

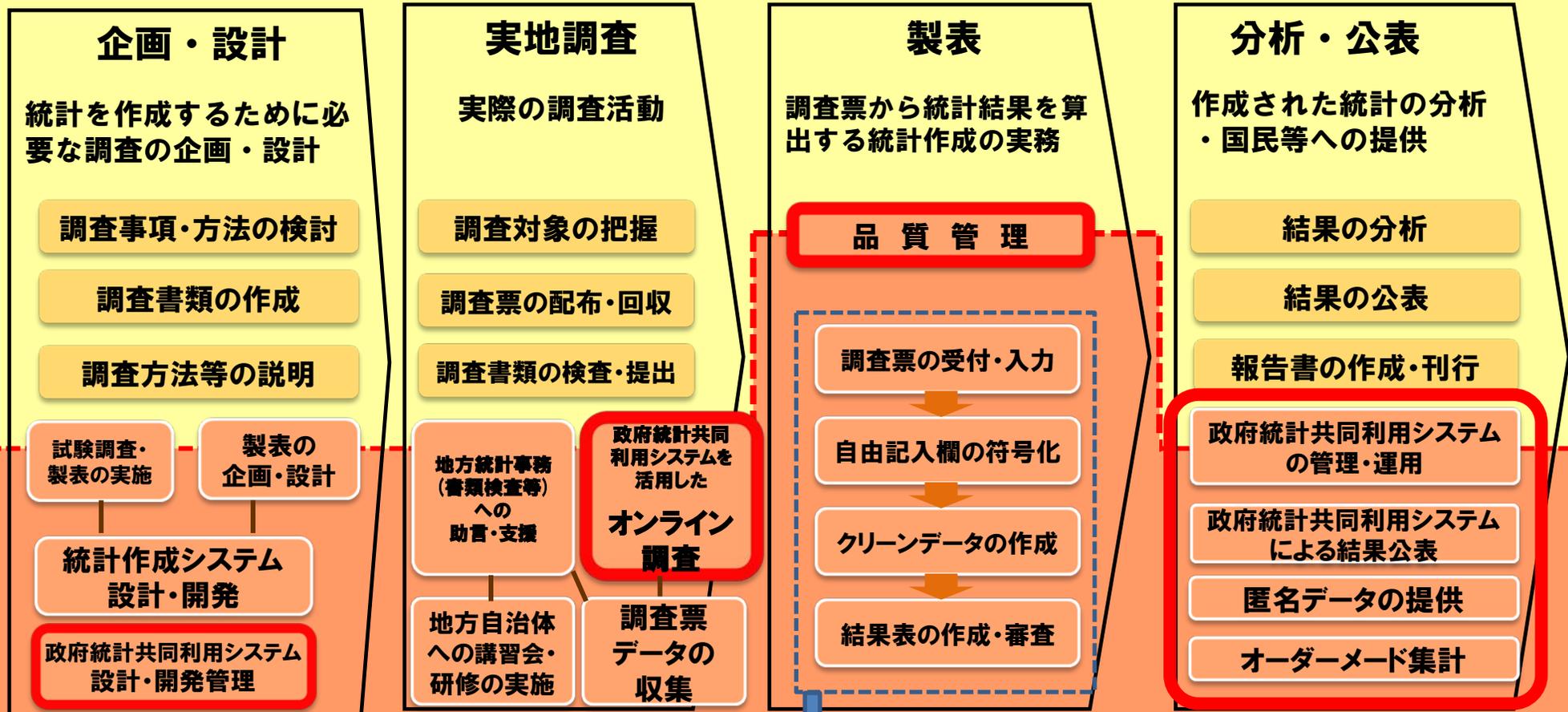
統計作成の流れと統計センターの役割

政府（総務省統計局等）の調査実施部門との密接な連携により、确实・正確に製表等を行い、政府統計共同利用システムによる統計データの提供等を行うことが統計センターの役割

※ 調査の企画・設計の段階から、調査実施部門と密接な打合せ等を行いながら国の統計作成・データ提供を一体的に実施

統計作成の流れ

総務省統計局等



統計センター

政府統計共同利用システムによるデータ提供、地方集計の集約化等により、近年業務拡大の傾向

機械入力、オートコーディング等の技術革新や民間委託等による合理化を推進

統計センターの法人分類について

「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(抄)
(平成25年6月 独立行政法人改革に関する有識者懇談会)

2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性

(1)法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

目標達成に向けた業務運営における法人の裁量と国の関与の程度の度合い、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合いの差異等をもとに、以下に示すとおり、大きく二つに分類し、各分類に則したガバナンスを構築する。

- ・ 一定の自主性・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を行うことにより、中期目標管理を行う法人
- ・ 国との密接な連携を図りつつ、确实・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行うため、役職員に公務員身分を付与し、単年度管理を行う法人



統計センターは、以下の理由により、単年度管理を行う法人とすることが必要

1. 国の統計作成機関と一体となった業務運営の必要性

- ◆ 消費者物価指数等の経常調査は調査後1か月以内に公表することから、集計期間は極めて短期間
- ◆ 国勢調査、経済センサス等の周期調査は膨大な調査票情報を予め定められた期限内に集計

⇒ 确实・正確な統計の作成は、総務省統計局等と統計センターが企画設計段階から一体となって業務を行うことにより初めて実現

(業務が停滞し、結果公表の遅延等が生じれば、適時の政策決定や市場に直接的な影響があり、国民生活や社会経済に大きく影響)

2. 業務遂行の前年度にその内容が具体化

- ◆ 統計センターが担う業務の前提である統計調査の内容は、直近のニーズや調査環境を踏まえ、国の予算とともに、調査の前年度に決定

⇒ 中期目標期間における事前の具体的な目標の設定は困難

統計センターは、以下の5つの理由により、 役職員の公務員身分が必要

1. 厳格な服務規律の必要性の増大

- ◆ インフレーターゲットの導入等政策決定に統計センターが集計を行う経済指標がより重視されるようになった
 - ◆ 貿易統計、鉱工業生産指数、消費者物価指数等市場の注目する統計データを政府統計共同利用システムにより提供。公表と同時にアクセスが集中
- ⇒ 公表期日は事前に発表されており、業務の停滞は許されない

- ◆ 平成20年度から政府統計共同利用システムの運用管理を開始し、各府省の公表前情報等を集中的に管理（各府省の464統計を管理）
 - ◆ 経済センサスの新設に伴い国内全企業の情報を集中的に管理（平成20年度比で秘密情報は約5倍増）
 - ◆ 平成21年改正統計法施行により、2次的利用に供する各府省の調査票を集中的に管理（5府省延べ132年次のデータを取扱い）
- ⇒ 秘密情報が増え秘密保護等の重要性が増大

2. 人員の効率化と公務員が行うにふさわしい業務を 実施する体制への純化

【平成20年～24年度】(実績)

民間委託等を徹底し、統計の精度管理、政府統計共同利用システムの運用管理など公務員が行うにふさわしい業務に従事する職員が過半数を超えた(P6参照)

＜公務員が行うにふさわしい業務に従事する職員の割合の変化＞
H19年度期首:45% → H25年度期首:59%

【平成25年～29年度】(現行中期目標・中期計画)

公務員が行うにふさわしい業務への純化を徹底し、
既存業務に係る職員数を2割以上削減

3. 統計データ提供の更なる集約・高度化等の 進展への期待

- ◆ 政府統計共同利用システムによる各府省の統計システムの集約により統計行政全体が効率化
- ◆ 厳格な服務規律を維持することにより、政府統計共同利用システムの運用管理機関であり、調査票情報を使用したオーダーメイド集計等の唯一の受託機関である統計センターが、各府省からの協力を得やすくなり、「世界最先端IT 国家創造宣言について」(平成25年6月閣議決定)等に基づく統計データ提供の更なる集約・高度化等の進展が期待できる。

4. 総務大臣の指揮の下、柔軟な危機対応が可能

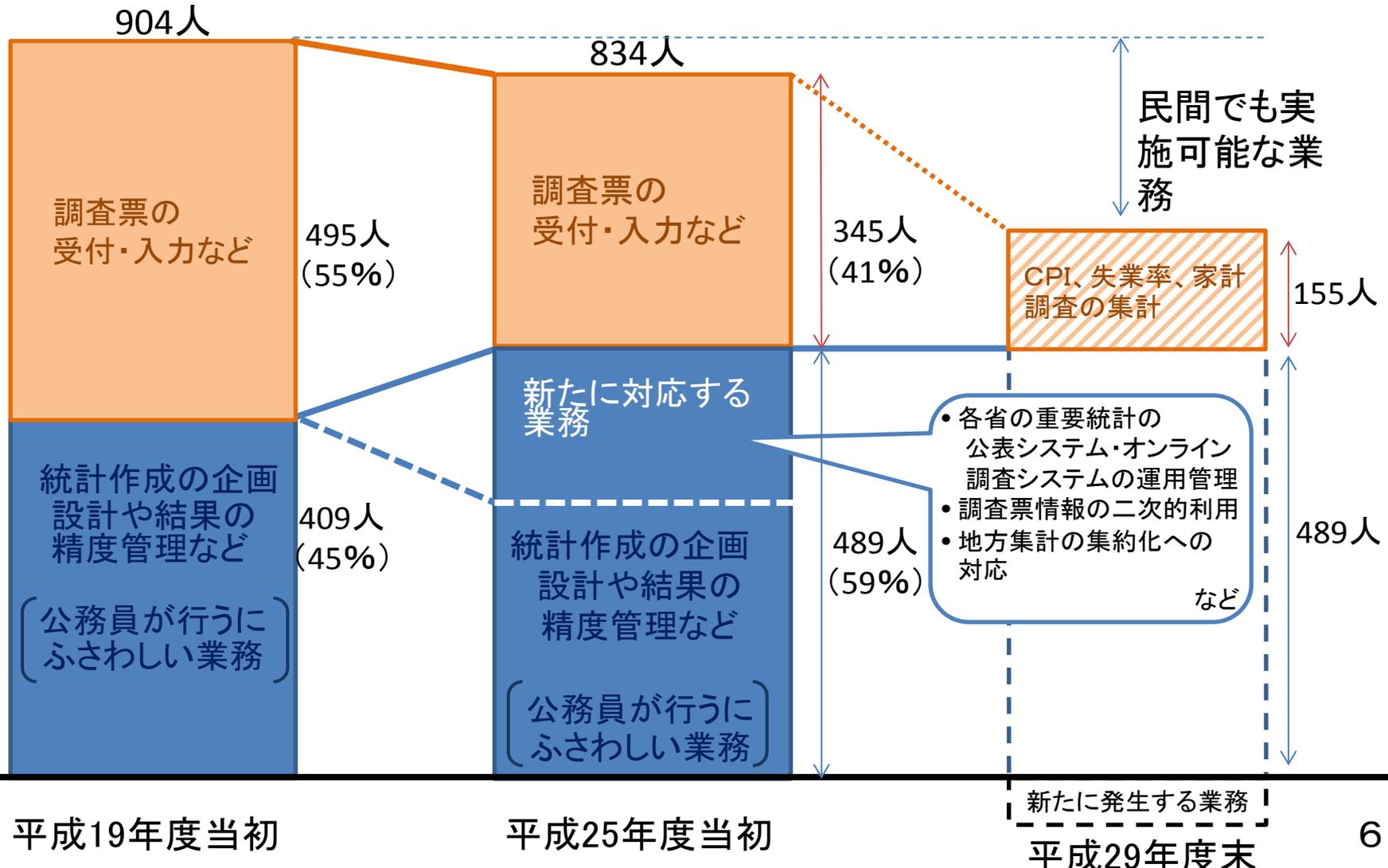
東日本大震災の際、浸水地域の人口等を特別集計し震災対応に貢献。公務員身分を維持することにより、総務省統計局との一体性のある士気の高い、柔軟な危機対応が可能

5. 重要統計の集計を公務員が担うのは国際標準

米、英、仏、加等の諸外国でも重要統計の作成は集計も含めて公務員が担っている。

統計センターの業務内容・人員の推移について

- 民間委託を可能な限り推進し、現在、民間でも実施可能な業務の割合は半分以下
- 第2期中期計画（平成20～24年）において効率化を図ったところ。第3期（平成25～29年）は更なる効率化（既存業務にかかる職員を5年間で2割以上減）を進める計画



(参考) 政府統計共同利用システムの概要

- ▶ 平成20年度から運用を開始
- ▶ システムの運用管理は統計センターが担当

運用管理機関：独立行政法人統計センター

政府統計共同利用システム

